

医療安全管理委員会運営規程

1. 設置目的

医療法人杏医会 札幌呼吸器科病院において医療事故を防止し、患者様が安心して医療を受けられる環境を整えることを目的として医療等に関する医療安全管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

2. 委員の構成

委員会の構成は、以下の通りとする。

委員長 病院長

副院長

看護部部長

看護部課長

看護部主任

薬剤部 薬剤師

診療技術部 診療放射線技師

給食部 管理栄養士

事務部員

運営議上、必要であれば委員長の指名により、上記職員以外の参加を認める。

3. 委員会の任務

- ① 医療安全委員会の開催
- ② 医療安全管理に関する情報の収集、事例の検討、再発防止策の策定。
- ③ 医療安全管理研修の企画、立案、職員への周知。
- ④ 医薬品安全管理責任者の業務に関すること。
- ⑤ 医療機器安全管理責任者の業務に関すること。
- ⑥ その他医療安全管理に関すること。

4. 委員会の開催

委員会は月に一回定例で開催するが委員長が認めた際は随時開催する。

5. 医薬品安全管理責任者

医薬品の安全使用のための医薬品安全管理責任者を薬剤部長（現在不在の為薬剤師とする）とし、次の実施体制を確保する。

- ① 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成。
- ② 従業者に対する医薬品安全使用のための研修の実施。
- ③ 医薬品の業務手順書に基づく業務の実施。
- ④ 医薬品の安全使用のため必要とする医薬品に関する情報の収集および安全確保を目的とした改善のための方策と実施。

6. 医療機器安全管理責任者

医療機器の安全使用のための医療機器管理責任者を看護部部長とし、次の実施体制を確保する。

- ① 医療機器の安全使用のための研修の実施。
- ② 医療機器保守点検に関する計画の策定および保守点検の適切な実施。
- ③ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集および安全確保を目的とした改善のための方策の実施。

7. 規程の改定

規程は随時見直し必要となる改定の際は、委員会の審議を経なければならない。

附則 2007 年 4 月 制定

2009 年 4 月 改定

2010 年 12 月 改定

2011 年 11 月 改定

2017 年 2 月 改定

2018 年 4 月 改定

2022 年 7 月 改定